

釧路市立北中学校「学校いじめ防止基本方針」

【概要版】

平成 29 年 4 月 1 日策定

(令和 7 年 5 月 1 日改定)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体の重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめをなくすためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともにいじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し学ぶことができる環境をつくるためのものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① 本校は、いじめは全ての生徒に関係する問題であるとの認識の下、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、いじめの防止等の対策を講じます。
- ② 本校は、全ての生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- ③ 本校は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、釧路市、釧路市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめ防止等の対策に全力で組織的に取り組みます。

2 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

いじめ防止対策推進法第 13 条の規定に基づき、全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等を目的に「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校の基本方針」という)を策定し、ホームページ等において公表するとともに、各年度の開始時等には生徒、保護者等に説明します。

また、学校の基本方針の内容について、いじめ防止対策推進法の施行状況や市の基本方針の見直しなどを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。なお、見直しに当たっては、生徒や保護者等の意見を反映させるものとします。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法第 22 条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長の強力なリーダーシップの下、複数の教職員及び心理や福祉の

専門家等により構成される「いじめ不登校対策委員会」を設置します。学校いじめ対策組織は、本校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うとともに、学校の基本方針の見直しや校内研修等を企画します。

本校の「いじめ不登校対策委員会」の構成員は次の通りです。

校長 教頭 生徒指導部長 教務主任 学年主任 学校カウンセラー 養護教諭 教育相談コーディネーター 特別支援教育コーディネーター スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

- いじめは、どの生徒にも起こり得ることを踏まえ、全ての生徒が自主的にいじめの問題について考えるなどの、いじめの防止に資する活動に取り組みます。
- 生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という環境をつくります。
- 生徒が、いじめ防止に向けた活動を主体的に取り組むための支援を行います。
- 生徒が、自分の考えや意見を持ち表現できるよう、生徒に対して必要な教育活動を行います。
- 生徒の学習に対する不安を軽減するために、分かる授業づくりを推進します。また、生徒一人一人が活躍できるよう、生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を生かした授業づくりに努めます。
- いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校と家庭が連携・協力して解決に当たります。
- 生徒及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう相談体制を整備します。
- 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深めます。
- 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行います。
- 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性等、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、生徒が情報モラルを身に付ける指導の充実を図ります。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できるよう、生徒及び保護者に対して必要な啓発活動を行います。
- 教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも被

害者にも、傍観者にもならないよう、「生命の安全教育」を推進します。

(2) いじめの早期発見

- 生徒に対する定期的ないじめ調査、人間関係や学校生活等での悩みを把握するアセス、また、学校での自主的な取組などを総合的かつ効果的に実施し、さらに、それらの結果を活用した担任による面談を行うことにより、いじめの早期発見につなげます。
- 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行うとともに、いじめ事案の関係者以外でもいじめの情報を提供しやすい環境づくりを進めます。
- 生徒の援助希求的態度を養うとともに、生徒が、誰に、どのように助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶ、「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

(3) いじめへの対処

- 教職員がいじめを見聞きし、また、いじめに係る相談を受けた場合は、親身になって話を聴き、速やかに事実の確認を行います。
- いじめの事実が確認された場合又はいじめの事実があると疑われるときは、直ちにいじめを受けた生徒の安全・安心を確保します。また、教職員は、いじめを抱え込まないように、校内の「学校いじめ対策組織」へ報告し、適切な措置を講じます。
- 学校として組織的に事実関係を把握し、いじめを止めさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に取り組みます。
- いじめを行った生徒とその保護者に対して、いじめを行った事実に対する指導を行います。指導後もいじめの行為が止まない等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、一定の教育的配慮の下、いじめを行った生徒を一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講じるとともに、いじめを受けた生徒・保護者に対する継続的な支援を行います。
- いじめを行うに至った背景などを分析し、いじめを行った生徒に対して、いじめを受けた生徒が傷付いていることを認識させ、その保護者にもいじめの事実を正確に説明し、保護者と協力して継続的に指導することで、再発の防止に努めます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、釧路市教育委員会及び警察等と連携して対処します。
- いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、学校いじめ対策組織において協議を行い、いじめが解消に至ったかを判断します。

(4) いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）や、被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行います。

(5) 家庭や地域、関係機関との連携

- 全ての生徒をいじめに向かわせないよう、日頃から学校をはじめ地域全体で生徒に積極的に関わっていく意識を強くもつとともに、家庭や地域との連携による見守りにおいても、常にささいな変化に気付く意識の醸成を図ります。
- 家庭においては、家庭内における日頃のコミュニケーションにより、生徒の変化について気付くことができる関係性を構築するとともに、学校が日頃から生徒の変化について家庭との情報共有を図り、いじめの早期発見につなげます。
- PTAや地域の関係団体等といじめの問題について意見交換する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進します。
- 通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、登下校中や休日の生徒の様子について、日常の情報連携に努めます。
- コミュニティ・スクール協議会を通して、いじめ問題について家庭や地域と意識を共有し、連携した対策を推進します。
- 学校や釧路市教育委員会による指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、市関係部署、児童相談所、医療機関、人権擁護機関等の関係機関と適切な連携を図ります。

(6) いじめ防止にかかわる取組の点検と見直し

次に示すようないじめの未然防止・早期発見・適切な事案対処に係る取組状況を踏まえて、毎年度、学校の基本方針の点検と見直しを図ります。

- 学校の基本方針の、生徒への説明内容、家庭、地域への公表、周知
- いじめ不登校対策委員会の機能
- 相談体制
- いじめ防止にかかわる校内研修
- 保護者との連携
- ケース分析と検証
- いじめ防止の取組に係る学校評価への位置付け

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合等）。
- ② いじめにより生徒等が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。
- ③ 生徒や保護者からいじめを受け重大事態に至ったという申し出があったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに釧路市教育委員会へ報告する。
- ② いじめ不登校対策委員会を開催し、事実関係を調査し、情報を釧路市教育委員会に報告し、今後の対応策について検討する。また、釧路市教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒及び保護者に対して適切に情報提供を行う。
- ③ 釧路市教育委員会が学校運営の改善を支援し、釧路市教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など調査に協力する。

5 いじめ防止対策年間計画

月	取 組 内 容		
4月	・学校いじめ対策組織会議① ・生徒理解・支援シート①	・校内ケース会議①	
5月	・校内ケース会議②	・三者面談①	
6月	・校内ケース会議③	・いじめアンケート①	・アセス①
7月	・学校いじめ対策組織会議② ・心と身体のチェック①	・校内ケース会議④	・学校評価①
8月	・校内ケース会議⑤ ・心と身体のチェック②	・生徒指導研修①	
9月	・釧路市子どもミーティング ・生徒理解・支援シート②	・校内ケース会議⑥	
10月	・校内ケース会議⑦		
11月	・校内ケース会議⑧	・いじめアンケート②	・アセス②
12月	・学校いじめ対策組織会議③ ・心と身体のチェック③	・校内ケース会議⑨ ・三者面談②	・学校評価② ・教育相談
1月	・校内ケース会議⑩ ・心と身体のチェック④	・アセス③ ・生徒理解・支援シート③	・生徒指導研修②
2月	・校内ケース会議⑪		
3月	・学校いじめ対策組織会議④	・校内ケース会議⑫	・三者面談③

6 いじめに発展する恐れのある事案の把握・いじめの把握

